価格交渉の記録（第 1 回）

A 社 購買部との協議　2026-10-30（金）

当事者	受注者 株式会社サンプル企業（資本金 3,000 万円）／発注者 A 社（資本金 3 億円超・従業員 300 人超（取引先台帳））
協議	2026-10-30（金） 10:00〜11:00　A 社 本社 購買部 会議室
対象	継続 14 品目（現行の年間の取引額 23,539,200 円）
記録した人	株式会社サンプル企業 営業課長（案を 2026-11-02 に A 社へ送り、11-06 に確認を得た）
保管	本書を **2 通**作成し、双方が 1 通ずつ保管する

資料: 当社の取引先台帳（A 社の規模）・「価格改定のお願い 根拠資料」1.0 版（2026-10-23）（対象と年間の取引額）

1.　結論

- **求め: +5.2%（年 1,227,096 円）→ 回答: +5.2%（年 1,227,096 円）。**求めた額の 100% が通った。2027 年 4 月 1 日 納入分から。
- 区分は「**受け入れ**」。シャフト類は求めのとおり／ブッシュ類は求めのとおり／カラー類は求めのとおり。
- **求めた額はすべて通った。**次回は **2027-03-12（金）**（A 社が 2027-02-12 までに日時を示す）。積み残し 2 件を話す。

2.　この記録について

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」は、**価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者の双方で保管すること**を、双方が採るべき行動（共通の行動②）としています。振興基準（第 4 の 2 ⑻）も、取引対価の協議の記録を双方が保存するとしています。

この書面は **2 通**作成し、株式会社サンプル企業 と A 社 がそれぞれ 1 通ずつ保管します。指針にならい、**双方の担当者の上司とも共有します。**

> **この記録は、当社の賃金台帳や原価の明細を載せていません。**求めた額の根拠は、「価格改定のお願い 根拠資料」1.0 版（2026-10-23）のとおり公表資料の指標です。

3.　協議の概要

項目	内容
日時	2026-10-30（金） 10:00〜11:00
場所	A 社 本社 購買部 会議室
出席（受注者）	代表取締役 高梨 亮／営業課長
出席（発注者）	購買部長／購買課 担当
申し出た側	受注者（2026-10-23 付の書面）
取引の開始	2019 年

図表 1　これまでの経過

日	何があったか
2026-10-23（金）	当社から書面（根拠資料 1.0 版）で価格改定を申し入れた
2026-10-30（金）	第 1 回（本書）。当社が根拠資料を説明し、A 社の質問 3 件（電力の扱い・合理化の内訳・次回の見直し）にその場で答えた。A 社から回答を受けた

資料: 当社の記録（各回の議事メモ）

4.　求めた内容

「価格改定のお願い 根拠資料」1.0 版（2026-10-23）のとおりです。原価の上昇額から当社の合理化で下げた額を引いた額を、品目群ごとにお願いしました（1 個あたりの平均）。

図表 2　求めた額（1 個あたりの平均）

品目群	現行の単価	求めた額	率
シャフト類（快削鋼）	515.0 円	+18.9 円	+3.7%
ブッシュ類（SUS304）	600.0 円	+15.6 円	+2.6%
カラー類（アルミ）	220.0 円	+25.3 円	+11.5%
14 品目の平均	—	**年 1,227,096 円**	**+5.2%**

資料: 「価格改定のお願い 根拠資料」1.0 版（2026-10-23）（求めた額は根拠資料の計算から読み込み）

図表 3　求めた額の内訳（指針の別添様式の区分・年額、円）

原材料価格	エネルギー	労務費	その他（外注費）	合理化	計
+554,160	-35,160	+1,087,704	+143,520	-523,128	**+1,227,096**

資料: 同上。労務費を原材料・エネルギーと分けて示した（指針 発注者としての行動⑤）

5.　回答

区分: 受け入れ　　適用: **2027 年 4 月 1 日 納入分から**（2027 年 3 月 31 日までの注文は現行単価）

図表 4　品目群ごとの回答（1 個あたりの平均）

品目群	求め	回答	回答の率	残り
シャフト類（快削鋼）	+18.9 円	**+18.9 円**	+3.7%	—
ブッシュ類（SUS304）	+15.6 円	**+15.6 円**	+2.6%	—
カラー類（アルミ）	+25.3 円	**+25.3 円**	+11.5%	—
14 品目の平均	+5.2%	**+5.2%**	求めの 100%	—

資料: A 社の回答（2026-10-30（金））。率・年額は月産から当社が計算

A 社の理由

- 公表資料による説明で、上がった額に合理性があると判断した
- 2026 年度の予算の範囲で手当てできる（10-23 の書面を受けて、担当役員の決裁を済ませた）

求められた資料	なし（公表資料による説明で足りる、とのこと）
決裁	A 社の担当役員の決裁を経た回答（購買部長の説明）

6.　残ったことと、次に話すこと

次回: **2027-03-12（金）**（A 社が 2027-02-12 までに日時を示す）。アルミの値動きを単価に反映する方式と、専用治具の保管を話します。

図表 5　積み残し

件	いつ	どちらが何を出すか
アルミの値動きを半年ごとに単価へ反映する方式（企業物価指数に合わせる）	2027-03-12 の協議	当社が案を出す（2027-02-26 まで）
A 社の専用治具 12 点の保管（いまは当社が無償で保管）	2027-03-12 の協議	当社が保管の費用を示す（2027-02-26 まで）

資料: この協議で双方が確認した

1 回で全部が通ることは少ないものです。何が残り、いつ話すかを双方が同じ紙で持っていれば、担当が替わっても、次の協議は続きから始められます。

7.　指針と振興基準のうち、この協議で確かめたこと

図表 6　確かめたこと

出典	箇所	書かれていること（要旨）	この協議での扱い
指針	発注者としての行動①	労務費の転嫁を受け入れる方針を経営トップまで上げて決め、書面などで社内外に示す	A 社の回答は担当役員の決裁を経たもの
指針	発注者としての行動③	説明・資料を求めるなら公表資料に基づくものとし、公表資料で示した希望価格は合理的な根拠があるものとして尊重する	A 社から追加の資料の求めはなかった
指針	発注者としての行動⑤	原材料・エネルギーと分けて労務費の引上げを求められても、協議のテーブルにつく	求めの内訳で労務費を分けて示し、協議した
指針	受注者としての行動④	発注者から価格を示されるのを待たずに、受注者から希望する価格を示す	当社から品目群ごとの額を先に示した
指針	共通の行動①	定期的にコミュニケーションをとる	次回を 2027-03-12 とした
指針	共通の行動②	価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者の双方で保管する	本書を 2 通作成し、双方が 1 通ずつ保管する。双方の上司とも共有する
振興基準	第 4 の 2 ⑵	価格交渉促進月間などに、少なくとも年に 1 回以上協議する	次回を 3 月の価格交渉促進月間に置いた
振興基準	第 4 の 2 ⑻	取引対価の協議の記録を、双方がそれぞれ保存する	本書

資料: 内閣官房・公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日、令和 8 年 1 月 1 日改正）／経済産業省「振興基準」（受託中小企業振興法 第 3 条第 1 項、令和 8 年 6 月 24 日）

8.　この記録でできないこと

- 相手が応じる保証はできません。この記録は「何を根拠に、いくら求め、どう答えられたか」を残すものです
- 取適法・独占禁止法にあたるかどうかの判断は、弁護士の仕事です。この記録は法の当てはめをしません
- 価格の決定は、双方の判断です

9.　確認

上記のとおり協議したことを確認します。

	会社名	役職・氏名	日付
受注者	株式会社サンプル企業		
発注者	A 社		

出典: 内閣官房・公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日、令和 8 年 1 月 1 日改正）。経済産業省「振興基準」（受託中小企業振興法 第 3 条第 1 項、令和 8 年 6 月 24 日）。法令: 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（中小受託取引適正化法。令和 7 年法律第 41 号による改正、2026-01-01 施行）。いずれも 2026-11-17 に原文で確かめた。